(税

町・県民税の申告と所得税の確定申告

事前予約が必要です

予約受付 2月4日金10:00から



申告期間および申告会場

■2月16日(水)~3月15日(火)(土日祝日を除く) 8:30~12:00、13:00~17:00■加藤野町役場1階エントランスホール ※町公民館、出張所では行いません。

申告会場には税務署の職員は不在です。 そのため、国税に関する特殊な事例につ いての質問、相談はお受けできません。

予約方法

【予約の受付時間】

2月4日金10:00~3月15日火16:00



電話予約



インターネット予約

【予約専用コールセンター】

820 - 5655

受付時間 9:00~16:00 (平日のみ)

※予約は、予約専用コールセンターのみで行っています。 役場に電話しても予約できません。

※予約専用コールセンターは、申告相談はできません。



熊野町 申告予約



https://tax-consul.jp/hiroshima/kumano-town/ 受付期間中は、毎日24時間対応

※予約完了後に「予約完了メール」が届きます。メールが届かない場合は、予約が完了していませんのでご注意ください。

申告に必要なもの

- ●所得(収入)の分かるもの(源泉徴収票など)
- ●社会保険料、生命保険、地震保険などの控除証明書など
- ●本人名義の通帳(確定申告で還付がある場合)など
- ●個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類 (運転免許証、健康保険証など)
 - ※代理人が申告する場合は、代理人の本人確認書類も 必要となります。
- ●前年分の申告書の控え(ある人)

確定申告の問い合わせ窓口

確定申告書の相談・申告書の送付依頼・ 作成方法など

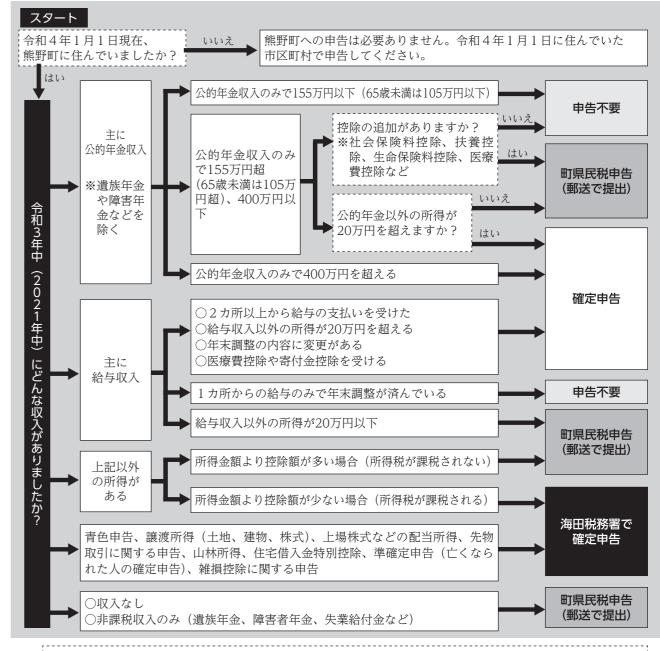
☎823-2131(平日8:30~17:00) ※音声ガイダンスに従い「0」を選択

収支内訳書や医療費控除の明細書は、自宅で作成してください

未完成の場合は受付できません(役場の申告会場での相談、代行作成は不可)

- 1. 営業等、農業、不動産の所得は、「収支内訳書」を作成し持参してください。 ※完成していないものは受付できません。(難しい人は、税務署、税理士にご相談ください。)
- 2. 医療費控除を受ける人は、「医療費控除の明細書」を作成し持参してください。 ※医療費通知(支払った医療費額の記載があるもの)を添付すると明細書の記入を一部省略で きます。

申告フローチャートであなたに必要な申告を確認してみましょう



「町県民税」または「申告不要」に該当する場合でも、所得税の還付を受けるときには確定申告が必要です。

町県民税の申告を簡素化しました 〜町県民税の申告は郵送でお願いします〜

『必要事項(氏名など)を記載した申告書』と、『控除証明書などの添付書類』を税務住民課に郵送してください。添付書類をもとに職員が所得金額や控除額を計算します。

▷申告書取得場所

- ○熊野町ホームページ
- ○税務住民課窓口
- ○各出張所



〒731-4292 熊野町中溝一丁目1番1号 熊野町役場 税務住民課 (☎820-5603)





海田税務署からのお知らせ

海田税務署では、<u>例年より早い1月24</u> 日側から申告相談を受け付けています。

また、確定申告会場の混雑緩和のため会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配布(枚数制限有)。国税庁LINE公式アカウントから事前発行もできます。

友だち追加は こちらから!





